## 令和4年度 当初予算案の概要 (国保年金課・国保収納課)

事業名	事業費	説 明 (単位:千円)
尹 未 1	(前年度)	
特定健診· 特定保健指導事業 税務部 〈国保年金課〉 【国民健康保険特会】	241, 037 (249, 920)	生活習慣を改善し生活習慣病を予防するため、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した「特定健康診査」を実施し、健診結果により「特定保健指導」を行います。  〇主な事業内容 ・特定健康診査 40歳~74歳の被保険者を対象に指定医療機関(個別健診)や集団健診会場(集団健診)で実施 ・特定保健指導
		特定健診の結果(生活習慣病の危険因子など)で判定される生活習慣改善の必要性の基準により「動機付け支援」または「積極的支援」に該当した者を対象に、3~6か月の期間で保健指導を実施
特定健診定着化事業 税務部 〈国保年金課〉 【国民健康保険特会】	16, 555 (15, 434)	特定健診の受診率向上を図るため、次の事業を行います。  〇主な事業内容 ・35歳~39歳の健診の実施 ・40歳~74歳の健診未受診者・保健指導の未利用者に対する受診(利用)勧奨の実施
生活習慣病重症化 予防事業 税務部 〈国保年金課〉 【国民健康保険特会】	624 (624)	生活習慣病の重症化を予防することで、健康格差を縮小し、医療費の増大を防ぎます。 〇主な事業内容 ・生活習慣病の未治療者等に対する保健指導 ・医療機関との連携体制の構築

± # 2	事業費	=¥
事業名	(前年度)	説 明 (単位:千円)
国民健康保険事業費 納付金	11, 016, 990 (11, 072, 637)	国民健康保険財政運営の責任主体である県に対して、市町村が納付金を支払 うことで応分の負担を行い、持続可能な国保運営、財政の健全・安定化を図り ます。
税務部 〈国保年金課〉 【国民健康保険特会】		国民健康保険制度改革後(平成30年4月以降)の財政運営の仕組み
		Am付金の決定   保険給付   被保険   では、
		保険給付費の交付 29,024,130
医療費の適正化対策 税務部 〈国保年金課〉 【国民健康保険特会】	47, 427 (48, 682)	国民健康保険財政の安定化のため、医療費の適正化を推進します。  〇事業内容 ・レセプト等の点検及び第三者行為求償の充実強化 26,093 ・医療費通知の送付 21,334
国民健康保険保険給付費	29, 267, 002 (30, 734, 707)	被保険者の疾病、負傷、出産、死亡等に係る保険給付を行います。 また、レセプトの審査事務及び医療機関に対する診療報酬等の支払事務に係 る手数料を支払います。 〇事業内容
税務部 〈国保年金課〉 【国民健康保険特会】		・療養の給付       25,000,500         診察、治療等の現物給付       223,050         ・療養費の支給       223,050         ・高額療養費等の支給       3,800,470         ・出産育児一時金の支給       148,860         ・葬祭費の支給       10,000         ・診療報酬審査支払手数料       83,012         ・移送費他       1,110

事 業 名	事業費(前年度)	説 明 (単位:千円)
ジェネリック医薬品 使用促進事業 税務部 〈国保年金課〉 【国民健康保険特会】	2, 500 (2, 600)	ジェネリック医薬品の使用を促進するため、様々な手段を通じて周知啓発を行い、医療費増加の抑制に努めます。  〇主な事業内容 ・差額通知(年3回送付) ジェネリック医薬品への切り替えにより、自己負担額の減額が見込まれる者に対する通知 ・出前講座や市主催イベント等での啓発
適正服薬促進事業 税務部 〈国保年金課〉 【国民健康保険特会】	4, 800 (7, 240)	適正な服薬の推進による被保険者の健康増進や、多剤服薬による有害事象の 抑制、多剤・併用禁忌・重複服薬者の減少を図り、医療費適正化を推進します。
はり・きゅう・ あんま施術事業 税務部 〈国保年金課〉 【国民健康保険特会】	66, 418 (66, 271)	被保険者が、はり・きゅう・あんまの施術を受ける際に、年 60 回を限度として施術料の一部 (1,200円/回)を助成します。
収納率向上対策事業 (徴収事務費、滞納 整理費) 税務部 〈国保収納課〉 【国民健康保険特会】	93, 192 (93, 169)	国民健康保険財政の安定化のため、保険税の収納率向上に努めます。  〇主な事業内容 ・差押等の滞納処分の実施 ・新規滞納者への納税指導 ・口座振替の推進 ・コンビニ収納等の利便性の拡充 ・夜間、休日相談窓口の設置